

IV $\left[\begin{array}{l} \text{家畜飼養狀況} \\ \text{家畜衛生防疫} \end{array} \right]$

目 次

	(ページ)
1 家畜飼養状況	
(1) 年次別家畜飼養戸数及び頭羽数の推移	1
(2) 平成25年次特用家畜飼養頭羽数	2
(3) 平成25年次飼料作物作付状況	3
(4) 平成24年次京都市内農業産出額(畜産)	4
2 家畜衛生防疫	
(1) 平成25年度家畜衛生防疫及び畜産環境対策指導実績	5
(2) 京都市内における過去5カ年間の監視伝染病発生状況	6
(3) 家畜法定伝染病の種類	7

利用上の注意

○統計表中の符号の用法は、次のとおりです。

「X」 数値が秘匿されているもの

＊秘匿措置について 統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「X」表示とする秘匿措置を施しています。

内容についての御質問等は、京都市産業観光局農林振興室農業振興整備課 電話 075-222-3352 まで御連絡ください。

1. 家畜飼養状況

(1) 年次別家畜飼養戸数及び頭羽数の推移

種別 年次	乳用牛	肉用牛 (役牛を含む)	豚	鶏	飼料作物作付状況		
					水田	畑	牧草地
16	5戸 127頭	10戸 110頭	5戸 1,568頭	22戸 20,423羽	— a	— a	— a
17	4 95	8 67	5 1,937	28 19,674	2,989	—	—
18	4 89	5 60	2 X	30 20,082	—	—	—
19	4 73	3 41	3 32	35 17,909	—	—	—
20	3 48	3 70	3 39	29 17,843	—	—	—
21	3 48	3 74	3 66	27 16,921	—	—	—
22	3 48	3 59	3 56	24 18,302	—	—	—
23	3 47	5 58	2 X	28 17,249	—	—	—
24	3 40	4 41	2 X	28 17,420	—	—	—
25	3 37	3 32	5 51	162 (12) 15,113 (14,127)	—	—	—

注1) 平成25年から農業生産用に関係なく全ての飼養頭羽数を計上している。

注2) 表中の () の数値は100羽以上の鶏の飼養者についての飼養戸数及び羽数を示している。

(2) 平成25年次特用家畜飼養戸数及び頭羽数

(平成25年2月1日現在)

馬		めん羊		山羊		アヒル・ アイガモ		七面鳥		きじ		ほろほろ鳥		うずら		イノシシ	
頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	羽 数	戸 数	羽 数	戸 数	羽 数	戸 数	羽 数	戸 数	羽 数	戸 数	頭 数	戸 数
178	13	26	5	41	9	60	18	0	0	X	2	0	0	X	2	X	1

蜜蜂	
群 数	戸 数
324	29

(3) 平成25年次飼料作物作付状況

飼料作物 作付戸数			飼 料 作 物 作 付 面 積 (a)								種目別飼料作物作付面積 (a)							放牧利用山林原野地 (ha)	(参考) 地力増進物						
											冬(秋)作			夏作					永年作	作 付 戸 数	面 積 (a)				
			耕 種 農 家	畜 産 農 家	計	田			畑	牧草地		計	イ タ リ ア ン ラ イ グ ラ ス	青 刈 り 麦 類	そ の 他	青 刈 り と う も ろ こ し	ソ ル ガ ム		飼 料 稲		そ の 他	永 年 牧 草	と う も ろ こ し	ソ ル ガ ム	ク ロ ン ー げ バ
転 作	裏 作	小 計				うち 農 家 耕 種	個 人	共 有																	
																					31		396	23	419

(4) 平成24年次京都市内農業産出額（畜産）

（単位 百万円）

肉用牛	乳用牛		豚	鶏	
		生乳			鶏卵
8.2	28.5	27.0	0	54.0	41.1

農林水産省「生産農業所得統計」より推計

2. 家畜衛生防疫

(1) 平成25年度家畜衛生防疫及び畜産環境対策指導実績

		家畜別	事業内容	頭羽数	件数	実施月											
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成26年 1月	平成26年 2月	平成26年 3月
診療	予防接種	牛	イバラキ病	-	-												
			牛伝染性鼻気管炎	10	1							○					
			三種混合	-	-												
		豚	豚丹毒	-	-												
			流行性脳炎	-	-												
	指示書 交付	鶏	ニューカッスル病	10,000	1					○							
		鶏	マレック病	33,000	3				○				○				○
	検査	牛	結核病	-	-												
			ブルセラ病	-	-												
			肝てつ	-	-												
			牛サルモネラ	-	-												
		豚	豚コレラ	-	-												
			豚丹毒	-	-												
			オースキー病	-	-												
			豚流行性下痢	-	-												
			豚トキソプラズマ	-	-												
			萎縮性鼻炎	-	-												
		鶏	ニューカッスル病	-	-												
			家きんサルモネラ感染症	115	2						○			○			
			鶏マイコプラズマ病	-	-												
		馬	伝染性貧血	173	15	○					○	○					○
		蜜蜂	腐蛆病	64	4				○	○							
		その他	その他家畜診療	-	-												
家畜衛生・ 環境対策		乳牛	衛生・環境対策指導		14	○		○			○	○		○	○		
		肉牛	衛生・環境対策指導		5		○	○		○							
		豚	衛生・環境対策指導		-												
		鶏	衛生・環境対策指導		173	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		馬	衛生・環境対策指導		15	○					○	○					○

(2) 京都市内における過去5ヵ年間の監視伝染病発生状況

年度	伝染病名	家畜の種類	発生頭数	発見場所（家畜所有者の住所）
21	豚丹毒	豚	84頭	南区（亀岡市）72頭 南区（福知山市）6頭 南区（南丹市）1頭 南区（大阪府）1頭 南区（三重県）4頭
	レプトスピラ症	犬	2頭	伏見区（京都市）1頭 伏見区（宇治市）1頭
	牛白血病	牛	1頭	南区（鹿児島県）1頭
22	家きんサルモネラ感染症	鶏	3羽 1羽	西京区（西京区）3羽 左京区（左京区）1羽
	豚丹毒	豚	51頭	南区（亀岡市）44頭 南区（福知山市）6頭 南区（南丹市）1頭
	牛白血病	牛	4頭	南区（綾部市）1頭 南区（佐賀県）1頭 南区（兵庫県）1頭 南区（京丹波町）1頭
23	豚丹毒	豚	19頭	南区（亀岡市）12頭 南区（南丹市）4頭 南区（福知山市）3頭
	牛白血病	牛	1頭	南区（京丹波町）1頭
	レプトスピラ症	犬	1頭	左京区（左京区）1頭
24	豚丹毒	豚	10頭	南区（兵庫県）5頭 南区（福知山市）3頭 南区（南丹市）2頭
	サルモネラ症	豚	1頭	南区（三重県）1頭
	牛白血病	牛	3頭	南区（南丹市）2頭 南区（鹿児島県）1頭
25	豚丹毒	豚	17頭	南区（福知山市）10頭 南区（三田市）2頭 南区（南丹市）2頭 南区（三重県）1頭 南区（南区）1頭 南区（京都府）1頭 南区（岡山県）1頭 南区（鹿児島県）1頭
	牛白血病	牛	2頭	南区（北海道）1頭
	ヨーネ病	牛	1頭	北区（北区）2頭
	レプトスピラ症	犬	5頭	左京区（左京区）1頭 右京区（右京区）1頭 山科区（山科区）1頭

(3) 家畜法定伝染病の種類 (28 疾病)

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

伝 染 性 疾 病 の 種 類	対 象 と な る 家 畜 の 種 類
牛疫	牛, 水牛 めん羊, 山羊, 豚, 鹿, いのしし
牛肺疫	牛, 水牛 鹿
口蹄疫	牛, 水牛 めん羊, 山羊, 豚, 鹿, いのしし
流行性脳炎	牛, 水牛, 馬, めん羊, 山羊, 豚, 鹿, いのしし
狂犬病	牛, 水牛, 馬, めん羊, 山羊, 豚, 鹿, いのしし
水胞性口炎	牛, 水牛, 馬, 豚, 鹿, いのしし
リフトバレー熱	牛, 水牛, めん羊, 山羊, 鹿
炭疽	牛, 水牛, 馬, めん羊, 山羊, 豚, 鹿, いのしし
出血性敗血症	牛, 水牛 めん羊, 山羊, 豚, 鹿, いのしし
ブルセラ病	牛, 水牛 めん羊, 山羊, 豚, 鹿, いのしし
結核病	牛, 水牛 山羊, 鹿
ヨーネ病	牛, 水牛 めん羊, 山羊, 鹿
ピロプラズマ病 (注 1) (省令で定める病原体に限る)	牛, 水牛, 馬, 鹿
アナプラズマ病 (注 2) (省令で定める病原体に限る)	牛, 水牛 鹿
伝達性海綿状脳症	牛, 水牛 めん羊, 山羊, 鹿
鼻疽	馬
馬伝染性貧血	馬
アフリカ馬疫	馬
小反芻獣疫	めん羊, 山羊, 鹿
豚コレラ	豚, いのしし
アフリカ豚コレラ	豚, いのしし
豚水胞病	豚, いのしし
家きんコレラ	鶏, あひる, うずら, 七面鳥
高病原性鳥インフルエンザ	鶏, あひる, うずら, 七面鳥, きじ, だちょう, ほろほろ鳥
低病原性鳥インフルエンザ	鶏, あひる, うずら, 七面鳥, きじ, だちょう, ほろほろ鳥
ニューカッスル病 (注 3) (病原性が高いものとして省令で定めるものに限る)	鶏, あひる, うずら, 七面鳥
家きんサルモネラ感染症 (注 4) (省令で定める病原体に限る)	鶏, あひる, うずら, 七面鳥
腐蛆病	蜜蜂

注 1) バベシア・ビゲミナ, バベシア・ボービス, バベシア・エクイ, バベシア・カバリ, タイレリア・パルバ, タイレリア・アヌラタ

注 2) アナプラズマ・マージナレ

注 3) 1 鶏の初生ひなにおけるその病原体の ICPI (脳内摂取試験により得られた病原体の高さを表した指数をいう。) が 0.7 以上であるニューカッスル病

2 次のいずれにも該当するニューカッスル病
イ その病原体の F 蛋白質の 113 番目から 116 番目までのアミノ酸残基のうち 3 以上がアルギニン残基またはリジン残基であると推定されること

ロ その病原体の F 蛋白質の 117 番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。

注 4) サルモネラ・エンテリカ

(血清型がガリナルムであるものであって, 生物型がプロラムまたはガリナルムであるものに限る。)